




# 年末調整やりなおしの手順書

＜支給（または控除）すべき金額を給与奉行に登録していなかった、または誤って登録した場合＞

給与奉行シリーズ

## 正しい支給（控除）金額を登録する

- ① [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューを開きます。
- ② [年末調整処理 - 条件設定]画面で、処理年を選び、  
処理方法は「入力・計算を同時に行う＜即時計算＞」を選択して、[OK]ボタンをクリックします。
- ③ 対象の社員を呼び出します。  
※②で過去年を選択した場合には、を押します。
- ④ を押して、正しい支給（控除）金額を入力し、入力後に を押します。

### ＜入力例 1＞

非課税で支給すべき通勤手当（1ヵ月5,000円）を  
3ヵ月間課税扱いで支給していた場合

15,000円（5,000円×3ヵ月）を非課税額欄に  
入力します。

※総支給額欄で15,000円をマイナスする必要はありません。



調整			
【給料・賞与等調整情報】			
	給料・手当等	賞与等	その他
総支給額	0	0	0
非課税額	15,000	0	0
課税支給額	-15,000	0	0
社会保険料	0	0	0
うち小規模共済掛金	0		
所得税	0	0	0

【合計所得の見積り情報】	
給与所得以外の所得	0

【災害者情報】	
災害者区分	0 対象外
徴収過予税額	0

【その他】	
備考	通勤手当分修正のため

### ＜入力例 2＞

介護保険料3,000円を社員から直接現金で徴収した場合

3,000円を社会保険料欄に入力します。



調整			
【給料・賞与等調整情報】			
	給料・手当等	賞与等	その他
総支給額	0	0	0
非課税額	0	0	0
課税支給額	0	0	0
社会保険料	3,000	0	0
うち小規模共済掛金	0		
所得税	0	0	0

【合計所得の見積り情報】	
給与所得以外の所得	0

【災害者情報】	
災害者区分	0 対象外
徴収過予税額	0

【その他】	
備考	9月介護保険徴収遅れのため

## 参考

### 年末調整を「処理済」にしてから給与（賞与）処理メニューで金額を変更する場合

年末調整処理を「処理済」にしたあとに、[給与賞与]-[給与（賞与）処理]メニュー  
または[給与賞与]-[過去データ入力]メニューで、12月の給与（または賞与）を修正・  
登録すると、年末調整の処理状況を「処理中」に戻す旨のメッセージが表示されます。

再度、[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューを登録して「処理済」に  
してください。

なお、年末調整の精算後に給与や賞与の金額が誤っていた場合には、[給料等調整入力]  
メニューから修正を行ってください。

※[給料等調整入力]メニューで登録した金額は、管理資料の勤怠支給控除一覧表や  
賃金台帳等の月々の集計金額には含まれません。

入力した金額は、年末調整の各メニュー（[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整  
一覧表]メニュー等）に反映されます。

# 年末調整処理を再登録する

ここを  
チェック!



現在の処理状況によって、操作手順が異なります。  
以下のタイミングから該当するページの手順をご確認ください。

年末調整をやりなおすタイミング	該当ページ
過不足税額を精算前（還付・追徴前）	2 ページ
過不足税額を精算後（還付・追徴後）	3～4 ページ

## ■ 過不足税額を精算前（還付・追徴前）に、年末調整をやりなおす方法

- ① 1 ページの手順で、金額データを修正します。
- ② ①で修正した内容をもとに差引過不足額が自動計算されて、リアルタイムで反映します。
- ③ [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューで、該当社員の年末調整処理を登録します。

参考

### 修正前の過不足額を確認できます

年末調整データを修正すると、「≪差引過不足額≫」欄の下に「前回過不足額（参考）」欄が表示されて、修正前の過不足額を確認できます。

#### <修正前>

計算結果	転記元説明		
賞与等		783,750	41,073
中途調整収入		0	0
計		6,022,278	96,843
<給与所得控除後>		4,376,000	
所得金額調整控除額		0	
<調整控除後>		4,376,000	
社会保険料等	給与控除分	927,247	
控除額	申告控除分	0	
	小規模共済掛金	0	
	生命保険料控除額	0	
	地震保険料控除額	0	
	配偶者（特別）控除額	380,000	
	扶養障害者等控除額	1,010,000	
	基礎控除額	480,000	
<所得控除合計額>		2,797,247	
<課税給与所得>		1,578,000	
≪算出所得税額≫			78,900
住宅借入金等控除額			0
<年調所得税額>			78,900
<年調年税額>			80,500
<差引過不足額>			-16,343

#### <修正後>

計算結果	転記元説明		
中途調整収入		650,000	50,000
計		6,672,278	146,843
<給与所得控除後>		4,905,050	
所得金額調整控除額		0	
<調整控除後>		4,905,050	
社会保険料等	給与控除分	927,247	
控除額	申告控除分	0	
	小規模共済掛金	0	
	生命保険料控除額	0	
	地震保険料控除額	0	
	配偶者（特別）控除額	380,000	
	扶養障害者等控除額	1,010,000	
	基礎控除額	480,000	
<所得控除合計額>		2,797,247	
<課税給与所得>		2,107,000	
≪算出所得税額≫			113,200
住宅借入金等控除額			0
<年調所得税額>			113,200
<年調年税額>			115,500
<差引過不足額>			-31,343
前回過不足額（参考）			-16,343

修正した年末調整データを登録する前に、修正前・修正後の過不足額を確認できるため、便利です。


## ■ 過不足税額を精算後（還付・追徴後）に、年末調整をやりなおす方法

年末調整方法（給与年調・賞与年調・単独年調）によって、操作方法が異なります。

### ● 年末調整方法が「給与年調」・「賞与年調」の場合

- ① 1 ページの手順で、金額データを修正します。
- ② [所得控除等] ページの年末調整方法を「単独年調」に変更します。

【税額計算情報】		
課税区分	1	甲欄
年末調整区分	1	年調する
年末調整方法	0	給与年調
単独還付方法	0	現金



【税額計算情報】		
課税区分	1	甲欄
年末調整区分	1	年調する
年末調整方法	2	単独年調
単独還付方法	0	現金

- ③ [年末調整処理 - 過不足税額の計算方法] 画面が表示されますので、「前回の年末調整結果との差額から過不足税額を計算する」を選択して、[OK] ボタンをクリックします。

年末調整処理 - 過不足税額の計算方法

給与年調から単独年調へ年末調整方法が変更されました。  
 年末調整をやりなおす場合は、過不足税額をどのように計算するかを選択してください。

過不足税額の計算方法

前回の年末調整結果を無効にして過不足税額を計算する  
 前回の年末調整結果との差額から過不足税額を計算する

まだ年末調整の追徴還付を行っていない場合は、「前回の年末調整結果を無効にして過不足税額を計算する」を選択します。  
 すでに前回の年末調整結果で年末調整の追徴還付を行っている場合は、「前回の年末調整結果との差額から過不足税額を計算する」を選択します。  
 詳細⇒[操作説明] ボタン

- ④ 年末調整データを修正すると、「今回過不足額（参考）」の欄に差額が表示されます。

#### <還付の例>

<年調年税額>	72,800
<< 差引過不足額 >>	-74,043
前回過不足額（参考）	-45,943
今回過不足額（参考）	-28,100


社員に 28,100 円還付します。

#### <追徴の例>

<年調年税額>	71,300
<< 差引過不足額 >>	-25,543
前回過不足額（参考）	-74,043
今回過不足額（参考）	2,557

社員から 2,557 円を追徴します。

※「今回過不足額（参考）」の欄は、[年末調整処理]メニューを登録すると再度[年末調整処理]メニューを表示したときには、表示されません。  
 金額を再度確認したい場合には、[年末調整] - [還付金処理]メニューで差額を確認してください。

- ⑤  を押して、年末調整データを登録します。
- ⑥ [年末調整]-[還付金処理]メニューで差額を確認して、翌年1月の給与（賞与）処理等で差額を精算します。  
 ※翌年1月の給与（賞与）で過不足額の調整をする場合の操作方法については、4 ページのよくあるお問い合わせ（FAQ）をご参照ください。

## ● 年末調整方法が「単独年調」の場合

- ① 1 ページの手順で、金額データを修正します。
- ② 年末調整データを修正すると、「≪差引過不足額≫」欄の下に「前回過不足額（参考）」欄が表示されます。  
「≪差引過不足額≫」（修正後）と「前回過不足額（参考）」（修正前）の差額をもとめて、社員に還付・追徴する金額を確認します。

### ＜還付の例＞

< 年調所得税額 >	61,900	
< 年 調 年 税 額 >	68,100	
≪ 差引過不足額 ≫	-33,743	A
前回過不足額（参考）	-25,543	B

差額を確認します。

$$A - B = -8,200 \text{ 円}$$

※社員に 8,200 円を還付します。


### ＜追徴の例＞

< 年調所得税額 >	83,100	
< 年 調 年 税 額 >	84,800	
≪ 差引過不足額 ≫	-12,043	A
前回過不足額（参考）	-25,543	B

差額を確認します。

$$A - B = 13,500 \text{ 円}$$

※社員から 13,500 円を追徴します。

- ③  を押して、年末調整データを登録します。

- ④ 翌年 1 月の給与（賞与）処理等で差額を精算します。  
※翌年 1 月の給与（賞与）で過不足額の調整をする場合の操作方法については、以下のよくあるお問い合わせ（FAQ）をご参照ください。

## 参考

### 翌年 1 月の給与（賞与）で過不足額の精算をする場合

翌年 1 月の給与（賞与）で過不足額の精算をする場合には、以下のよくあるお問い合わせ（FAQ）をご参照ください。

翌年 1 月の給与（または賞与）処理で、過不足額を精算する場合の操作方法について

#### よくあるお問い合わせ（FAQ）

<https://www.obc.co.jp/support/faq>

※[キーワードから検索]ページで、文書番号で検索します。

給与奉行 V ERP11/V ERP10 . . . . . 10122

給与奉行 i11/i10 シリーズ . . . . . 20175

以上